新型コロナワクチン接種率(速報値)

8月26日時点での、新型コロナワクチンの接種 率をお知らせします。市ホームページでは、定期 的に接種率を公開しています。



◆対象者全体(12歳以上)

対象者: 97,769人

1回接種済み: 58,440 人 (59.77%) 2回接種済み: 48,549 人 (49.66%)

◆ 65 歳以上

対象者: 37,509人

1回接種済み: 33,299 人(88.78%) 2回接種済み: 32,543 人 (86.76%)

新型コロナワクチン接種 関連情報

間 保健センター (新型コロナウイルスワクチン接種推進室)☎85-6900

■全年齢層(接種対象の満 12 歳以上の方)のワクチン予約開始

全年齢層(12歳以上の方)の早期のワクチン接種を進めるため、8月15日号の 広報紙でご案内したスケジュールを前倒しし、全年齢層の方の予約を9月2日(木) から開始します。

◆予約開始日時(個別・集団) 9月2日(木)12:00~

9月6日(月)~10月28日(木) ◆接種スケジュール

※原則として、この期間内で2回の予約をお願いします。

予約枠は限りがあるため、予約が取れない場合がありますが、9月中旬に次回 の予約枠の追加を予定しています。その後もワクチン供給に合わせて随時予約枠 を増やしていきます。予約枠の追加状況は、市ホームページでお知らせします。

■県の大規模接種会場(阿見町)での接種日程

県は県内市町村を対象に大規模接種会場を設置しています。取手市の会場は県 立医療大学 (阿見町) です。9月6日(月)以降分の接種予約を受け付けています。

12歳(誕生日の前日から接種可)以上で取手市に住民票のある方 ※ 16 歳未満の方が接種する場合は、保護者の同意・同伴が必要。

接種スケジュール

1 回目接種日	2回目接種日					
9月6日(月)~10月3日(日)	10月4日 (月) ~31日 (日)					
※予約が埋まり次第、受け付けを終了します。						



県の大規模接種会場の詳細は、県の ホームページをご確認ください

■予約方法 ※市内接種会場・県の大規模接種会場共通

- ▼インターネット: https://yoyaku.ibakei.ne.jp/KNQS5Q/
- ▼電話:取手市新型コロナワクチン接種予約・相談センター
 - ☎ 0570-020-252 (平日 8:30 ~ 17:15 通話料金がかかります)

◆受付開始 9月2日(木)12:00~ ◆対象となる方

1. 接種前日または当日に市から連絡があった場合、指定する時間・会場に来る ことができる方(最短30分以内に来ていただく場合もあります)

■新型コロナワクチンキャンセル待ちのご案内(市内接種会場)

市内ワクチン接種会場で急病などを理由にキャンセルが発生した場合、キャン

セル分の接種を希望する方を募集します。以下の内容に同意の上、市ホームペー

- 2. 取手市に住民票があり、ワクチン接種券をお持ちの方
- 3. 新型コロナワクチンの接種を一度も受けたことが無い方
- 4. 新型コロナワクチンの接種予約をしていない方

ジの専用フォームからご登録ください。

- 5. 接種当日の年齢が 12 歳以上の方(令和3年度の年度末年齢が16 歳未満の 方は、保護者の同意と同伴が必要です)
- ※ 登録した方全てにキャンセル分での接種を保証するものではありません。登 録から接種までの詳細は、市ホームページをご覧ください。



新型コロナワクチン キャンセル待ち

◎8月26日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページ・市メールマ ガジン・市 ĹINÉ 公式アカウントで配信しています。

◎市メールマガジン・市 LINE 公式アカウントでお知らせを受け取る場合は、登 録が必要です。



市メール マガジン





LINE「友だち追加」 ID: @toridecity

お知らせ Pick up ピックアップ

新型コロナワクチン接種後も、マスク着用など感染症対策の継続 をお願いします。

水道料金改定のお知らせ

問 茨城県南水道企業団業務課☎66-5132

令和4年4月1日から水道料金を改定します。(平均で23%の引き上 げとなります。)上水道を利用中の方は、5月請求分(4月使用分)から の適用です。なお、水道料金と合わせて請求している下水道使用料の改 定はありません。

【料金改定の内容】

水道料金を平均で23%引き上げ、料金体系を□径別料金体系へ移行し ます。

■□径別料金体系への移行

現行の「用途別料金体系」から、より公平性が高い「□径別料金体系」 へ移行します。なお従量料金は、一般家庭への負担を軽減するため、使 用水量が多くなるほど料金単価が高くなる制度(逓増制従量料金)とし

■基本水量の廃止

現行では、用途別に基本水量が設定されていますが、基本水 量に満たない使用者の不公平感を解消するため、基本水量を廃・回転・回 止します。



【1カ目の新料金表(税込)】

【1 万月の新科金衣(院込)】								
	基本料金	従量料金 1 m³ あたり (円)						
口径		第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階	
		10	11 ~ 20	21 ~ 40	41 ~ 60	61~100	100	
		m³以下	m³以下	m³以下	m³以下	m³以下	m³ 超え	
13mm	1,716							
20mm	1,881							
25mm	3,025	27.5	242	308	363	407	418	
30mm	4,488							
40mm	8,085							
50mm	1万2,837							
75mm	3万635							
100mi	n 5万5,440							
150mi	13万2,000							
臨時用	使用水量	1m³ まで 770 円 超過料金(使用水量 1m³ につき 770円)						